

## 社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

### 鳩山町

#### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

##### 1. 国民健康保険制度について

###### (1) 埼玉県第 2 期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

###### 【回答】

国保制度改革により平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、県は運営方針を策定し、赤字解消に向けた取り組み等を示しています。

また、国では国保の財政を安定的に運営していくためには、原則として必要な支出を保険税や国庫支出金等により賄うこととしています。町国保運営協議会の意見をいただきながら、今後も継続的に安定した財政運営を行いたいと考えています。

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法 92 条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

###### 【回答】

一般会計繰入金は、町の義務として行わなければならない保険基盤安定繰入金や事務費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金を繰り入れており、歳入不足の解消等を目的とする法定外繰入金は、平成 29 年度以降行っていません。町国保運営協議会の意見をいただきながら、今後も継続的に安定した財政運営を行いたいと考えています。

###### (2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

###### 【回答】

国民健康保険税の賦課に際して、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが、被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であると考えます。低所得世帯に対する軽減を広く実施するには、応益割合 5 : 5 の平順化を目指す必要があると考えております。また、コロナ禍においてやむなく会社を退職した方など、収入が著しく減少し生活が困難になった方（世帯）には、申請をしていただき、要件を満たす場合において、減免の措置を実施しています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

**【回答】**

昨年度、子育て世代の負担軽減として、一人あたりにかかる均等割額を2,000円引き下げました。子どもの保険税については、子育て支援などの観点から負担軽減に向け、令和4年度から未就学児を対象に、全世帯一律に、均等割部分が5割軽減となりました。

保険税の軽減措置については、税の公平性と国保財政の安定的な運営の観点から、慎重な検討を要すると考えております。また、現在、県と市町村職員で構成する財政運営ワーキンググループで保険水準の統一化に向け議論を進めておりますので、その検討などを踏まえ考えてまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

**【回答】**

一般会計繰入金は、町の義務として行わなければならない保険基盤安定繰入金や事務費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金を繰り入れており、歳入不足の解消等を目的とする法定外繰入金は、平成29年度以降行っていません。町国保運営協議会の意見をいただきながら、今後も継続的に安定した財政運営を行いたいと考えています。

(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】**

納税相談を行ったうえで、個々の生活状況を考慮しながら対応してまいります。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】**

納税相談を行ったうえで、個々の生活状況を考慮しながら対応してまいります。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】**

当町は現在、納税相談により生活及び健康の状況等の確認をしながら対応しております。なお、資格証明書の発行は0件です。

(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

**【回答】**

当町では、条例で減免規定を設けています。また、低所得者に対して「鳩山町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱」を制定し、生活保護法の規定に該当する場合を含め、失業や疾病等の理由により収入が著しく減少し生活が困難になった方（世帯）を対象に、国民健康保険税を減免する措置を実施しております。

減免制度が十分機能するよう、制度の周知や、納税相談の際などに必要な方を制度につなげるなど、適切な対応を行っていきたいと考えます。

- ② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国保税の減免につきましては、前年度に引続き、令和4年度においても国が示す基準により減免期間の延長を実施しています。

実施にあたっては、町のホームページや広報に掲載のほか、国民健康保険税の納税通知書の発送段階においても、案内文を同封し郵送するなど広く周知を図っています。

**(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

- ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

**【回答】**

近隣市町村の状況や財政運営ワーキンググループの検討などを踏まえ検討してまいります。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】**

近隣市町村の状況や財政運営ワーキンググループの検討などを踏まえ検討してまいります。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】**

近隣市町村の状況や財政運営ワーキンググループの検討などを踏まえ検討してまいります。

**(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

- ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

**【回答】**

納税が困難である方に対しては、個々に納税相談を実施し、それぞれの生活状況に応じた適切できめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

- ② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

**【回答】**

差押等の滞納処分については内容にもよりますが、本人納得のうえ行っております。今後も引き続き個々の実情を勘案しつつ対応してまいります。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一

方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】**

納税相談を行ったうえで、個々の生活状況を把握しながら対応してまいります。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】**

納税相談を行ったうえで、個々の生活状況を把握しながら対応してまいります。

**(7) 傷病手当金を支給してください。**

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】**

当町では、条例改正及び規則の改正、予算措置を行い、傷病手当金の支給について、対応できるようにしております。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

**【回答】**

当町では、条例改正及び規則の改正、予算措置を行い、傷病手当金の支給について、対応できるようにしております。

**(8) 国保運営協議会について**

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

**【回答】**

国保運営協議会につきましては、現在 9 名で構成し、うち被保険者代表は 3 名の方をお願いしております。委員改選の際、被保険者代表の公募を実施しております。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答】**

近隣自治体の状況等を勘案しながら、今後の検討課題としたいと考えます。

**(9) 保健予防事業について**

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

**【回答】**

国保被保険者の特定健診は無料でございます。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

**【回答】**

肺がん、大腸がん、胃がんについては集団健診と同時実施しております。また、個別健診においても大腸がん検診を同時実施しております。

③ 2022年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

**【回答】**

人工知能(AI)を活用し、特定健康診査データ等に基づく受診行動に対する意識分析を行い、対象者特性に応じた勧奨資材を作成・受診勧奨の実施、また、受診者の同意のもと医療機関から町に特定健診に係る診療情報を提供する事業を実施するなど、効果的な受診率向上に努めております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答】**

町の個人情報条例や関係する法令を順守の上、今後も個人情報の管理には細心の注意を払って実施いたします。

## 2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

**【回答】**

近隣市町村の状況などを踏まえ検討してまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

**【回答】**

近隣市町村の状況などを踏まえ検討してまいります。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

**【回答】**

町では、保健センター及び地域包括支援センターが中心となり、高齢者への見守りに努め、地域のボランティアや近隣の大学の協力のもと健康教室などを開催し、様々な健康づくりを実施しております。近隣市町村・県、広域連合の状況などを踏まえ考えていきます。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】**

町では、保健センター及び地域包括支援センターが中心となり、東京都健康長寿医療センターをはじめ、地域のボランティアや近隣の大学の協力のもと様々な事業を実施しており、健康長寿事業のベースとなる「鳩山モデル」を構築し推進しているところでございます。また、一昨年度からは、保健事業と介護予防事業の一体化も開始され、ますます健康長寿事業を拡充していく予定でございます。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

**【回答】**

特定健診、歯科健診(歯周疾患健診・健康生活歯援プログラム)は無料でございます。その他検診につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

**3. 地域の医療提供体制について**

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

**【回答】**

川越比企保健医療圏 地域保健医療・地域医療構想協議会において、埼玉県地域医療計画(第7次)をもとに協議、検討されているところでございます。その状況等を踏まえ検討してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

**【回答】**

本件につきましては川越比企保健医療圏 医療機能分化・連携推進部会において協議・検討されているところでございます。町としましては、圏内市町の動向も踏まえ検討してまいります。

**4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために**

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

**【回答】**

適正な人員数を確保していきたいと考えています。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

**【回答】**

近隣市町村の状況などを踏まえ検討してまいります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

**【回答】**

県や近隣市町村の状況などを踏まえ検討してまいります。

(4) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

**【回答】**

県や近隣市町村の状況などを踏まえ検討してまいります。

(5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

**【回答】**

県や近隣市町村の状況などを踏まえ検討してまいります。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

#### 【回答】

鳩山町では、第1号介護保険料については、第8期介護保険事業計画の策定にあわせて、住民の負担軽減のため、従来の月額4,000円（基準額）を月額3,800円（基準額）に見直し、年額2,400円引き下げました。埼玉県で1番安い介護保険料となっており、全国でも4番目に安い介護保険料となっています。次期改定に向けても、住民の負担軽減に努めていきたいと思っております。

### 2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2021年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022年度も実施してください。

#### 【回答】

鳩山町では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる世帯を援護するため、介護保険料徴収猶予及び減免要綱を一部改正して、2021年度の介護保険料の減免を実施しました。

2021年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれる世帯の方からの申請7件に対して、7件全てを減免決定し、減免額は291,500円でした。2022年度も継続して実施しています。

### 3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

#### 【回答】

鳩山町では、低所得者の保険料を軽減するために、介護保険条例を改正して、住民税非課税世帯などの低所得者の保険料の軽減措置を図っており、軽減分に対しては、一般会計から軽減相当額を繰り入れています。対象世帯においては、年々増加の傾向にあります。

### 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

#### 【回答】

鳩山町では、利用料限度額の上限を超えた分については、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費支給制度により、本人負担分の軽減を図っています。今後も、事業の適正な執行に努めていきます。

(2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

**【回答】**

鳩山町では、町内外の介護支援専門員と連携しながら、要介護者、要支援者に真と必要とされる必要な介護サービスの利用に努めており、介護給付の適正化を進めています。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

**【回答】**

食費と居住費の低所得者の経済的な負担を軽減する特定施設入居者生活介護については、現在のところ、対象施設が限定されています。独自の助成制度は、財源の確保が難しいため、その設置は困難なものと考えられます。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

**【回答】**

通常規模以上の通所介護及び訪問・通所リハビリテーション等の利用者が減少しています。新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いなどで特例措置が可能となっておりますので、その中で、町としては情報提供や必要な支援を行っています。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

**【回答】**

令和3年度におきましては、施設内でのクラスター発生を防止するため、国、県、民間企業と連携をして、町内介護事業所へ衛生用品等を配付しました。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

**【回答】**

町内高齢者施設及び障害者施設に対しては、入所施設を中心として、6月27日から入所者へのワクチン接種を進めています。

また、定期的なPCR検査については、埼玉県が独自に進めており、現在は、高齢者施設については入所施設のみですが、通所施設の職員も対象とすることで検討しています。

今後も、関係機関と連携しながら、ワクチン接種の早期完了と検査体制の整備を目指していきます。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

**【回答】**

特別養護老人ホームの整備については、平成 29 年 2 月に旧小学校跡地を活用し広域型特養を 90 床整備しました。これにより町内に 180 床整備されており、特養の整備率は、県内市町村の中でも高い状況となっています。

また、小規模多機能施設が町内に整備されており、利用者も増加しております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターにおいては、介護予防活動の推進のために三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）のみならず、保健師及び事務職員を加配して体制の充実を図っています。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

ケアマネ連絡会や事業所連絡会を開催して、事業所間での連絡調整を図り、課題や悩みを共有し、従事者の負担の軽減を図っています。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、現在支援施策が実施されています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

ヤングケアラーへの支援につきましては、教育委員会、保健センターと連携して支援を検討し実施しております。

総合相談支援窓口では、LINE でヤングケアラー相談支援窓口を開設して、チラシを小中学校へ配布しています。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

近隣市町村と連携をはかったうえで、要望するかどうかも含め検討してまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

近隣市町村と連携をはかったうえで、要望するかどうかも含め検討してまいります。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をお

こなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

**【回答】**

障害福祉事業所に関しましては、施設内の新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、随時連絡を行い、必要に応じて衛生用品等の提供を図っております。

- (2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

**【回答】**

PCR検査に関しては埼玉県を中心に各施設等へ検査キットの希望の取りまとめを行っており、県と連携して検査体制の整備を図っています。

また、新型コロナワクチン接種は、現在のところは、65歳未満を含む全ての方に4月末までにはほぼ接種できていものと推測しております。医療体制の受け入れ体制については、町内の医療機関等と連携を行いながら、その確保に努めます。

- (3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

**【回答】**

職員不足に関しては、障害者施設等と連携し、現状を確認した上で行政として出来る取り組みや支援等を行ってまいります。

- (4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

**【回答】**

障害者施設の入所者が、安心して安全にかつ優先接種ができるように、かかりつけ医による集団接種で実施しています。

## 2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

**【回答】**

鳩山連絡会におきまして「鳩山町としての障がい者地域生活支援拠点」を検討しております。その検討内容を、日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町の1市3町で構成している入間西障害者地域総合支援協議会に報告し、障害者地域生活支援拠点事業における相談支援体制の強化と緊急時受け入れ体制の確保に取り組んでいます。

医療的ケア児やヤングケアラーへの支援につきましては、教育委員会、保健センターと連携して支援を検討し実施しております。

(2) 施設整備の充当は必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

**【回答】**

鳩山町では、鳩山町障がい者福祉計画の重点課題（5）として、グループホームなど地域における障がい者の暮らしの場の確保を掲げております。具体的な施策目標は、福祉サービスの充実のうち ④住まいの場の充実として、グループホームの整備の支援や生活ホームの運営の支援、居宅改善整備費補助制度の利用促進、施設入所の充実があります。

予算面では、生活ホームの運営支援や居宅改善整備補助金はその都度、計上しております。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】**

令和2年度に、鳩山町内のありす福祉会 聖神学園では、現在、施設入所支援 50 人、生活介護 60 人、短期入所 4 人の施設を整備中であり、昨年度、第1期工事が完了し、30人規模の施設が竣工しました。

今回の改築では、利用者やその家族方から一人部屋を希望する声が多く寄せられており、要望に基づき、今までの3人部屋から、一人部屋への施設整備が図られております。

### 3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあった設置を進めてください。

**【回答】**

令和2年度に、鳩山町内のありす福祉会 聖神学園では、現在、施設入所支援 50 人、生活介護 60 人、短期入所 4 人の施設を整備し、昨年度、第1期工事が完了し、30人規模の施設が竣工したため、受け入れ態勢は徐々に整備されております。

また、入所等が必要となる重度障害者等と町に所在する施設等の割合から見て、町内の入所施設等の定員枠は、満たされていると考えております。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】**

現在、町では、老障介護家庭に対応するため、福祉・医療・保健等の関係者で構成する鳩山連絡会において、緊急時の対応を含めた機能の整備について協議を進めています。今後、協議の末、町内の社会資源では不十分と判断した場合は、広域対応についても検討をします。

(3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体

制を作ってください。

**【回答】**

現在、町では、入所施設の利用者や家族が帰省できる支援体制に対応するため、福祉・医療・保健等の関係者で構成する鳩山連絡会において、検討を進めています。鳩山連絡会の検討を踏まえ、今後、協議の末、町内の社会資源では不十分と判断した場合は、広域対応について検討をしていきます。

**4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】**

今後も県の補助要綱に準じて支給していきたいと考えています。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答】**

重度心身障害者医療費公費負担制度の現物給付については、障がい者の負担軽減を図るため、平成25年4月から、子ども医療費と同じく、町内及び比企医師会管内の町との協定締結医療機関等において実施を開始いたしました。

さらに、平成25年10月からは、入間郡（毛呂山町・越生町）の医療機関等（医科・歯科・調剤薬局）及び坂戸市・鶴ヶ島市の調剤薬局まで拡大し、平成26年4月から坂戸市・鶴ヶ島市の医療機関（医科・歯科）まで拡大しています。医師会等に所属していない医療機関等につきましては、個別に随時、協定を締結し、受給者の利便性を図っているところでございます。

また、埼玉県が進める福祉3医療制度における県内全域での現物給付化を令和4年10月診療分から実施いたします。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

**【回答】**

現在、県の補助金交付要綱に準じて支給しておりますが、財源の確保が難しいことから、今後、支給対象者の拡大等についても県の補助要綱に準じて支給していきたいと考えています。

(4) 行政として、二次障害（※）について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※**脳性麻痺**をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する**二次障害**（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

**【回答】**

県や近隣市町村と連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

**【回答】**

鳩山町では、県単事業の障害者生活サポート事業を実施しています。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

**【回答】**

鳩山町の令和3年度の障害児(者)生活サポート事業の支出額は2,113,650円でした。県補助金は1,000,000円のため、町負担分は1,113,650円となっています。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】**

鳩山町では、生活サポートの利用時間の上限を150時間としており、現時点で2名の方が上限近くまで利用されています。町としては、今後の利用状況を判断した上で、検討します。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】**

鳩山町では、成人障害者に対し、1時間あたりの自己負担額が一律600円になるよう、利用料の差額を町で負担する独自の補助を行っています。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】**

補助増額については、県へ相談し、要望してまいりたいと考えます。低所得者の方には、障害特性に応じて、町のデマンドタクシーの利用をご案内しております。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

**【回答】**

鳩山町としては、100円券(補助券)については、近隣の動向を見ながら、導入を検討してまいります。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入

しないようにしてください。

**【回答】**

現時点では、福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は、介助者付き添いも含めて利用できません。なお、所得制限や年齢制限は導入していません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】**

近隣市町村と連携をはかったうえで、要望するかどうかも含め検討してまいります。

**7、 災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

**【回答】**

指定福祉避難所の確保については、継続的に努めておりますが、町内施設数にも限りがあるため、既指定施設の指定避難所化も含めた検討を行って参ります。また、個別避難計画は、民生委員等とも調整したうえでの個別具体的な計画作成を行っております。

- (2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【回答】**

避難行動要支援者の対象者につきましては、高齢者又は障がい者の方々のうち、単身世帯以外の方々についても対象とさせていただいており、更に、その他災害時に支援が必要であると認める方についても、対象とさせていただいております。

また、登録者の方々の避難経路及び避難所のバリアフリー化につきましては、道路担当課又は避難所施設管理担当課と必要に応じて協議を行うなど、確認作業を進めて参りたいと思います。

- (3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

**【回答】**

ハザードマップについては、令和3年度中に、埼玉県が公表した災害リスク情報図を追加した洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、令和4年4月上旬に、新たに全戸配布する等、新たな危険性の周知を行っております。

- (4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】**

当町においては、町内福祉施設4施設と町有施設1施設の合計5施設を福祉避難所として

指定しておりますが、町有施設 1 施設につきましては、直接避難することが可能な施設となります。

- (5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】**

災害時においては、避難所へ避難された方々だけではなく、当然のことながら、自宅や車両で避難生活を余儀なくされている方々も想定したうえで、救援物資等の配分を行い、配布についても実施することとしております。

- (6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】**

避難行動要支援者名簿情報の関係機関への外部提供については、災害対策基本法の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画に定められた関係機関に対し名簿情報を提供するものとしておりますが、本人の同意も必要としております。

しかしながら、災害対策基本法においては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる旨を規定し、この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない旨も規定しておりますことから、名簿の提供については、その時の被災等の状況により、臨機応変に対応させていただきたいと考えております。

- (7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**【回答】**

防災担当所管課となる総務課においては、自然災害だけではなく、国民保護やその他危機管理事務案への担当事務も所管しております。

また、災害対応については、総務課以外の課と共同で対応しており、災害の状況に応じて、課等の組織を越えて編成されている班体制による対応も行っております。

そのような状況も踏まえ、感染症対策の所管課は町民健康課（保健センター）となりますが、自然災害と感染症の同時発生等の対策のためには、一つの部署だけで対応するのではなく、関係する課等で協力し、町全体での対応を想定しております。

**8、福祉予算を削らないでください。**

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

**【回答】**

現在、町内での障害者関連事業所の新設、削減、廃止等の予定はありません。必要な制度を活用しながら、障害者福祉の推進を図っていきます。

**4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について**

**【保育】**

**1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。**

**(1) 待機児童の実態を教えてください。**

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

**【回答】**

本町では平成16年度から待機児童はおりません。今年度、入所申込児童全員が入所となっています。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

**【回答】**

7月1日現在、0歳から2歳児6人が弾力化により入所となっています。

**(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。**

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

**【回答】**

本町では、町内には公立保育所はございません。現在のところ認可保育所の整備の予定はありません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】**

町内の保育所に対しては、「鳩山町特定教育・保育施設等補助金交付要綱」を定めて、保育充実費など町独自の補助制度を実施し、支援体制の整備を努めております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】**

補助金の交付については、国県の補助要綱に準じて実施していく考えです。

**2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。**

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

**【回答】**

当町には、私立保育園が2か所ございます。保育園は、保護者が就労等により保育の必要性がある子どもが利用する施設であり、コロナ禍においても、感染拡大対策を行い、開園していただいております。また、本町では、子どもや保護者が安心して通えるよう、保育の現場を支える職員の感染リスクの低減を目的に、感染症対策などの助言や、新型コロナウイルス感染防止に対する経費に対し補助を行い、財政的な支援を行っています。

今後も運営する保育園の意見を聞きながら、できるだけ必要な支援を行っていきたいと考えます。

**3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】**

町内の保育所に対しては、「鳩山町特定教育・保育施設等補助金交付要綱」を定めて、保育充実費など町独自の補助制度を実施し、保育士の処遇改善や、保育の質の向上に努めております。

**4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】**

国基準に準じ低所得者や多子世帯に対して軽減等を実施します。

**5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】**

子ども・子育て支援事業では、本町が幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育を総合的に実施する主体となり、教育・保育の一体的提供や地域子ども・子育て支援事業の質と量の確保に努

めております。新制度開始後も、これまで変わらず、町の責任において適切な保育を実施していきます。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】**

各家庭の実情をお聞きしながら、適切な対応に努めて行きたいと考えます。

**【学童】**

**6. 学童保育を増設してください。**

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】**

本町の条例における基準では、設備の基準として、専用区画の面積を児童1人あたり1.65平方メートル以上とし、支援の単位をおおむね40人以下としております。現在、町内に3箇所の放課後児童クラブがございますが、3箇所とも「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」で示されている保育面積において、運営基準を満たしております。現在、待機児童はおらず、希望者全員が入所できている状態です。

今後も入所児童数の動向を見ながら、放課後児童の安心・安全が確保できるよう保育の質を確保していきたく考えております。

**7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】**

本町には、公設民営の学童保育所が3箇所あり、「学童保育おしゃもじ山クラブ」と「学童保育室'90」）運営は父母会に委託して実施しており、国・県の補助基準を基本に、必要な施設の整備や備品の購入費についても予算化するなど、放課後児童の環境整備を図っています。

また、支援員の処遇改善を目的に実施される「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、本町でも申請を行い、補助金の活用により放課後児童クラブに支払う委託料を増額して、支援員の処遇改善を図っております。

**8. 県単独事業について**

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、

常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】**

本町には、公設公営の学童保育所はございません。近隣自治体の状況等を勘案し、県への要望等を検討します。

**【子ども医療費助成】**

**9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。**

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

**【回答】**

子ども医療費については、本町では、県内でも比較的早い時期(平成21年度)から支給対象を入院・通院とも中学校修了前まで助成対象としており、積極的に取り組んできました。

現在、県の補助対象は、0歳から就学前までの子どもが助成対象になっているため、補助対象外の医療費助成は町単独で負担しておりますが、埼玉県が進める福祉3医療制度における県内全域での現物給付化に合わせ、令和4年10月診療分から子ども医療費の対象年齢を18歳年度末までに引き上げます。

(2) 高校性や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

**【回答】**

令和4年10月診療分から子ども医療費の対象年齢を18歳年度末までに引き上げますが、厳しい財政状況のため、対象年齢を大学生までに拡充することは考えておりません。

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

**【回答】**

今後も引き続き、機会を見て国や県に補助金の支給対象年齢の引き上げについて要望していきます。

**5. 住民の最低生活を保障するために**

**1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。**

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

**【回答】**

鳩山町では、窓口で生活保護を希望され相談にお越しになった際には『生活保護のしおり』を説明し、お渡ししております。さらに、生活保護については、町ホームページに掲載もしております。今後も分かりやすく申請者の立場に立った運営に努めています。

**2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。**

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を發し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

**【回答】**

扶養義務の照会は、埼玉県西部福祉事務所となります。ご意見は、埼玉県へお伝えさせていただきます。

**3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。**

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

**【回答】**

扶養義務の照会は、埼玉県西部福祉事務所となります。ご意見は、埼玉県へお伝えさせていただきます。

**4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

**【回答】**

生活保護の決定は、埼玉県西部福祉事務所となります。ご意見は、埼玉県へお伝えさせていただきます。

**5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください**

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

**【回答】**

埼玉県西部福祉事務所での対応となりますので、ご要望は、埼玉県へお伝えさせていただきます。

#### **6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください**

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

##### **【回答】**

埼玉県西部福祉事務所での対応となりますので、ご要望は、埼玉県へお伝えさせていただきます。

#### **7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。**

##### **【回答】**

生活困窮者の相談は、鳩山町総合相談支援窓口で相談を受けております。内容によっては、アスポート相談支援センターの相談支援員へつなぎ、家計改善支援員等を派遣し家計の見直しや、法テラスの紹介等を行い、支援をしており、生活困窮者の把握につとめております。

生活困窮での相談では解決できない場合は、生活保護につなぐようにしております。相談者の状況に応じて、適切な支援を心掛けてまいります。

以上